

(BC2) 土木広報連絡会規則

平成 28 年 1 月 22 日 制 定

(目的)

第 1 条 土木広報連絡会（以下「連絡会」という。）は、会長および理事会と連携を計りつつ、土木広報戦略会議と土木広報センターの活動を支える機能として、土木学会内の各組織および各支部の広報活動の連携強化を図ることを目的とする。

(活動)

第 2 条 連絡会は、コミュニケーション部門における次の活動を行う。

- (1) 土木学会の広報活動に関すること
- (2) 社会・学会・会員相互のコミュニケーションに関すること
- (3) 土木学会誌編集委員会に関すること
- (4) (1)～(3)に係わる他委員会との協力
- (5) 上記に係わる計画・成果の会長および理事会への報告

(構成)

第 3 条 組織構成は、連絡会および連絡会の業務を補佐する幹事会とする。

2 連絡会の構成員は、委員長 1 名、副委員長 3 名程度、代表幹事 1 名、委員 30 名程度（うち委員兼幹事 10 名以内を含む）とする。

3 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 代表幹事は幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第 4 条 委員長、委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、コミュニケーション部門主査理事とする。
- (2) 副委員長は、コミュニケーション部門担当理事とする。
- (3) 委員は、土木学会各部門の代表者、土木学会各支部の代表者、土木広報センターの代表者および会員の中から委員長が選任する。
- (4) 代表幹事・幹事は委員の中から委員長が選任する。

2 コミュニケーション部門担当理事である委員の任期は、当該理事の期間とする。他の委員の任期は 2 年とする。

(委員会の運営)

第 5 条 連絡会は、委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて委員の意見を徴し、

連絡会の開催に代えることができる。

2 代表幹事は幹事会を運営する。また、代表幹事は、必要に応じて関係する委員の意見を徴し、連絡・調整することができる。

(事務局)

第6条 土木学会における担当部署は、土木広報センターとする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この規則は、平成28年1月22日から施行する。